

東京港におけるクルーズ船事業に関する連携協定書

東京都（以下「甲」という。）と株式会社オリエンタルランド（以下「乙」という。）は、乙の日本を拠点とするクルーズ船事業の展開を契機とし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙による、東京港を主要な発着拠点とし、東京港船籍の船舶によるクルーズ船事業（以下「乙によるクルーズ船事業」という。）及びそれに関連する取組について、甲及び乙が協力関係を構築し、連携して実施していくことを目的とする。

（連携して実施する取組）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる取組について、連携し、相互に協力するものとする。

- (1) 乙によるクルーズ船事業の実施に関すること。
- (2) 乙によるクルーズ船事業を通じた心豊かな子どもを育てる活動に関すること。
- (3) 乙によるクルーズ船事業を通じた多様性を尊重した事業活動に関すること。
- (4) 東京臨海副都心地域における賑わいづくりをはじめとする経済の活性化や同地域の魅力・ブランドイメージの向上に関することなど。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組において知った秘密情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に漏洩してはならない。

（期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、乙によるクルーズ船事業の東京港における商業運行開始の日が属する年度の3月31日まで有効とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面による特段の申出を行わないときは同一条件にて本協定を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、書面による合意により変更を行うものとする。

（本協定上の地位の譲渡）

第6条 乙は、乙によるクルーズ船事業を乙の子会社に移管する場合、甲に事前に書面通知することで本協定上の乙の地位を当該乙子会社に譲渡することができるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈等に疑義が生じた場合には、関係法令等を踏まえ、誠意をもって甲乙協議の上、取り決めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各1通を保有する。

令和6年11月29日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都

東京都知事 小池 百合子

千葉県浦安市舞浜1番地1
乙 株式会社オリエンタルランド

代表取締役会長（兼）CEO 高野 由美子